

令和元年度
学校紹介



ヨハネスブルグ日本人学校

THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURG

12-20 CALEDON ROAD EMMARENTIA JOHANNESBURG 2195

REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

TEL (011) 888-1530/1531

E メール : teachera@jsj.org.za

HP アドレス : <http://www.jsj.org.za/>

目 次

1	本校の概要	1 ~ 2
2	本校の教育	3 ~ 5
3	本校の沿革	6 ~ 13
4	スクールカレンダー	14 ~ 15
5	年間行事計画	16
6	授業・行事時間数	17
7	日課表	18
8	教職員名簿	19
9	編入学	20 ~ 21
10	卒業生進路状況	22
11	日本人学校理事・運営委員	23
12	日本人学校規則	24 ~ 26
13	日本人学校細則	27 ~ 28
14	スクールバス規程	29 ~ 32
15	スクールバス規程付則	33 ~ 34
16	スクールバス委員会会則	35 ~ 36
17	学校関係諸機関	37



本校の概要

1 はじめに

本校における教育目標は日本国憲法・教育基本法等の諸法規における精神に則り、南アフリカ共和国の現地事情を考慮するとともに、学習指導要領に準拠した日本の教育を行うことにあります。（ヨハネスブルグ日本人学校・学校規則第3条）そこには、科学技術の進歩にともなう情報化・国際化社会という表舞台と、いまだに自然と依存しながら生活を営む未開発の社会が混在します。

そこで、今後、ますます複雑化していくであろうと思われる未来社会においては、あらゆる状況下にあつて的確に判断し、しなやかに行動できる心身ともに強く逞しい国際人、つまり

「生きる力」を身につけた人間の存在が望まれます。本校では、そのことを念頭に日々の教育活動が展開されます。



2 本校の概要

1966年(昭和41年)8月31日に開校し、翌1967年(昭和42年)4月に全日制の日本人学校として、正式に認められました。そして1975年(昭和50年)日本国における小中学校の教育課程と同等の課程を有する在外教育施設としての認定を受けました。

運営の主体は南ア日本人会にあり南アフリカの私立学校としての登録がなされています。

そして国内における私立学校と同等の扱いを受けています。

本校はヨハネスブルグ市内にあり、緑豊かで閑静な住宅地に位置しています。世界の日本人学校の中でも長い歴史をもつ本校は、2016年度で、開校50周年という佳節を迎えました。

本校は小学部1年生から中学部3年生までが2名の英会話講師に学び、実践的な英会話学習を行うことや、現地の学校との定期的な交流活動をとおして、国際的な理解を深めています。



3 本校の特徴

- (1) 日本の義務教育である小・中学校と同等な教育課程を有する在外教育施設とし、文部科学省より認定を受けている学校です。
- (2) 小・中学校併設の少人数ながらも、子ども一人一人の個性を大切に、きめ細やかな教育活動に取り組んでいる学校です。
- (3) 小学部にも一部教科担任制を取り入れるとともに、その中で発揮される教師の専門性により、子どものもつ限りない可能性を引き出そうとしている学校です。
- (4) 日本の国語は勿論のこと、英会話にも力点をおき、日々国際性豊かな児童・生徒の育成をめざしている学校です。
- (5) 環境教育・情報教育を大きな柱として、授業の工夫と改善を図りながらの学習が展開されている学校です。
- (6) 国際理解での情報応用活動を通して世界に生きる国際人の育成に努めている学校です。



小学部 1 年生



小学部 2 年生



小学部 3 年生



小学部 4 年生



小学部 5 年生



小学部 6 年生



中学部 1・2 年生



中学部 3 年生

教育目標

1 本校の教育

(1) 学校教育目標

学習指導要領の基本的ねらいは、①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成することである。

「生きる力」とは

○自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力

○自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むこと

○たくましく生きるための健康と体力

(学習指導要領より)

本校では、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。その際、子どもたちの発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮する。

また、「豊かな人間性」の育成すべき資質能力として、次のように示されている。

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感、公德心、ボランティア精神、郷土や国を愛する心、世界の平和、国際親善に努める心など豊かな人間性を育てるとともに、自分の生き方を主体的に考える態度を育てること

(中央教育審議会答申より)

豊かな人間性は、「道徳性」であり「人間らしさ」ともいえる。そして、この「豊かな人間性を備えること」が、取りも直さずこれからの子どもたちに求められている「生きる力」に他ならないと考える。

そこで、本校の学校教育目標を、次のようにする。

＝学校教育目標設定の理由＝

国際化はもちろんのこと、高度な科学技術に支えられ、発達した情報社会になる21世紀においては、創造的で確かな学力を備えるとともに、広い視野にたち、思いやりの心を持ち、主体的・積極的に困難に立ち向かい課題や困難を克服していく行動力のある心身ともにたくましい人間の育成、すなわち「生きる力」＝「豊かな人間性を備えた」人間の育成が強く求められていると考える。

【学校教育目標】

豊かな人間性を備えた児童生徒の育成

- (重点目標)
- ◎ 国際社会に生きる日本人としての豊かな心の育成
 - ◎ 生涯学習の基礎としての自ら学ぶ力の育成
 - ◎ 生涯を生き抜くたくましい心身の育成

(2) 目指す学校像

- ① 豊かな心を育む学校
- ② 国際的な視野を養う学校
- ③ 確かな学力をつける学校
- ④ たくましい身体を育む学校
- ⑤ 美しく安全で楽しい学校

(3) 育てたい児童生徒像

- ① 思いやりのある子（協調性・感性）
＝思いやりがあり、素直な明るい子
＝よさや美しさに感動する子
- ② 自ら学ぶ子（意欲・意志・主体性）
＝自分で課題を見つけ、進んで学び、正しく判断できる子
＝世界を意識した見方考え方のできる子
- ③ たくましい子（体力・気力・実践力）
＝最後までねばり強くがんばる子
＝元気で体力づくりに励む子

(4) 望まれる教師像

- ① 児童生徒に「生きる力」を身につけさせられる人間性豊かな教師
- ② 児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒の育ちを重んじる教師
- ③ 常に研究と修養に努め、自らを向上させようと努力する教師
- ④ プロの教育者としての自信と謙虚さを持ち続ける教師
- ⑤ 理想を追い求め、挑戦し続ける教師

2 本年度の重点

＝ 4つの柱と具体的方策＝

- ① 全教育活動を通して豊かでたくましい心身の育成を図る
 - 美意識と豊かな感性を育成し、調和と協調の精神の涵養を図る
 - ・図書館教育を充実（読書のすすめ等）させる。
 - ・特別活動の充実…児童生徒の自己実現の場として、児童生徒による自主的な運営を計画する。
 - ねばり強い追求心やそれを支えるたくましい精神力、体力の育成を図る
 - ・体育やクラブ活動、業間の運動を通して、たくましい心身の育成にあたる。
 - ・生徒指導の充実…積極的な生徒指導を行い、安心安全な日常生活を送ることができるようにする。また、日常的な教育相談を通して、児童生徒の悩みに対応する。
 - 生涯学習の意識の構築を図る
 - ・“知識の得方を知る”ことにより、生涯にわたって学習していく意欲や必要性を認識させる。

② 国際理解教育を通じての国際感覚・人権意識の醸成を図る

- 異民族、異文化の理解、歴史認識の育成を図るとともに、我が国の理解・認識の育成を図る
 - ・現地理理解教育の一環として現地施設等を見学したり、「現地で活躍している外部人材」を招請したり、現地校との交流を充実させたりする。
 - ・野外学習、ふれあいウィーク等の内容の工夫・充実をする。
 - ・「大地から学ぶ」～南アフリカ～の活用を通して、広く正しく世界を見ていこうとする意識と姿勢を育てる。
 - ・我が国の伝統や文化、歴史等の理解・認識の深化・充実を図る。
- 道徳教育の充実、奉仕・体験活動の促進を図る。
 - ・子どもたちが自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するための道徳性を養うために、道徳の時間の充実と、ボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動を工夫し、心の育成にあたる。

③ 確かな基礎学力の定着・応用力の向上と総合的な学習の充実及び進路指導の充実を図る

- 学習指導の充実
 - ・学習環境の充実と感動ある学習指導の徹底を図る。
 - ・個に応じた学習指導の徹底を図る。
 - ・全ての教科・領域等における授業時数の確保をする。
 - ・授業研究を実施し、指導方法の向上を図る。
- 「総合的な学習の時間」の内容…現地理理解・国際理解の観点から「英会話」授業の充実を図る。
- 情報教育の充実
 - ・学年別到達目標設定によるコンピュータ活用能力の育成を図る。
 - ・インターネット活用しながら多角的な授業実践に取り組む。
- 進路指導の充実
 - ・職場体験が難しい環境なので、保護者の協力を得ながら、進路講話の開催をして、子どもたちの将来へ対する考え方を育む機会を設ける。
 - ・小学部4年生以上の進路希望調査の実施。
 - ・進路相談の実施。

④ コミュニケーション能力の育成を図る

- 国語教育の充実
 - ・国語の授業時数の確保と内容の工夫をする。
 - …全ての知的活動の基盤としての国語の力の育成を図る。
(「話す」「聞く」「読む」「書く」能力の育成)
 - ・図書館の充実による日本語環境の整備活用をする。
- 英語教育の充実
 - ・小学部から「総合的な学習の時間」に「英会話」を位置づけ、英会話能力の育成に努める。
 - ・日常英会話能力の育成を図るため、週4時間（1時間45分授業）の英会話の時間を設定。
 - ・英会話講師と補助教員によるティームティーチングによる指導を実施。
- コンピュータによる情報活用能力の育成を図る
 - ・情報機器を媒体としたコミュニケーション能力の育成を図る。

本校の沿革

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1966年 (昭和41年) 8月 9月 11月	南河 宏・南河梯子 両教諭着任 南アフリカの日本人学校として開校 (児童数16名) 264 BARRY HERTZOG AVE. GREENSIDE 授業開始 (低中高の三学級にて4教科) 第一回運動会 (南アフリカ日本人会参加)		
1967年 (昭和42年) 2月 3月 10月	日本人学校規則制定 外務省派遣ナイジェリア在駐医務官による健康診断 今井 実 総領事が学校長を兼務	初代校長 今井 実 (総領事) ～昭和44年	
1968年 (昭和43年) 8月 12月	校舎移転 13. GRISWOLD.RD. SAXONWOLD プール完工		
1969年 (昭和44年) 1月	一時学校閉鎖 (市議会における学校設置問題)		
1970年 (昭和45年) 7月 8月 10月	国会議員団6名来校 コンゴ在駐 矢野大使来校 経済同友会専務理事, 外務省領事課長来校	第2代校長 岩間 龍夫 (総領事)	
1972年 (昭和47年) 10月 11月	現地講師採用 (3名) 新校舎建設工事着工: EMMARENTIA	第3代校長 西沢憲一郎 (総領事) ～昭和48年	理事長 (～48年) 大鳥 高志 (三物産) 教育幹事 今村光太郎 (丸紅)
1973年 (昭和48年) 5月 12月	スクールバス運行開始 新校舎増築2教室落成		教育幹事 加藤 (日産)
1974年 (昭和49年) 4月 10月	中学部3年全日制設置 (小学部～中学部全日制設置) 音楽講師 Mrs.Cohen現地採用 テニスコート完成 (コート開き)	第4代校長 富沢 和久 ～昭和51年	理事長 村田 栄三 (三菱商) 教育幹事 小田 安晟 (丸紅) 運営委員長 仲野 定夫 (三菱商)
1975年 (昭和50年) 3月	文部省告示第21号により, 日本国内における小中学校の教育課程に相当する教育活動を有する在外教育施設としての認定を受ける		理事長 熊谷 直彦 (三物産) 教育幹事 藤原 輝男 (日本郵船) 運営委員長 山本 孝雄 (三物産)
1976年 (昭和51年) 1月 9月 10月 11月	スクールバス運行開始 (2台) 校章制定 開校10周年記念バザー キングディビット校との合同美術展 (於 本校)		教育幹事 小林 弘人 (東芝) 運営委員長 高山 鳳介 (三物産)
1977年 (昭和52年) 1月 9月 10月	開校10周年記念式典 体育倉庫・ガレージ・日本人会図書館完工 日本人学校運動会 (日本人会主催を学校主催に変更) キングディビット校との蹴交換試合 (於キングディビット) キングディビット校とのテニス交換 (於キングディビット) キングディビット校との合同美術展 (於キングディビット)	第5代校長 大森 三郎 ～昭和54年 教頭 斉藤 博道 ～昭和55年	理事長 岡谷 融 (三菱商) 教育幹事 名取 幸男 (丸紅) 運営委員長 駒田 和夫 (三菱商)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1978年 (昭和53年) 1月 2月 7月 8月 12月	第1回修学旅行(ケープタウン) キングディビット校との水泳交換(於キングディビット) 小宮山前郵政大臣来校(児童生徒への講話有) 校内放送施設・チャイム取り付け工事完了 父親授業参観実施		運営委員長 黒澤 真(三菱商事)
1979年 (昭和54年) 2月 5月 6月	外務省査察使:重光元ソ連大使一行(来校) 制服決定(紺ブレザー,左胸のマーク) ヨハネスブルグ市長:オッパーマン氏来校 理科教室落成		理事長 若林 利次(三井物産) 教育幹事 渋谷 俊明(日商岩井) 運営委員長 伊藤 伸一(三井物産)
1980年 (昭和55年) 1月 4月 5月	学校及び日本人会図書館 開館 家庭科の非常勤講師採用 事務職員:Mrs.Koen採用	第6代校長 河野甲子男 ~昭和57年 教頭 中山 福雄 ~昭和58年	理事長 松田 幸雄(三井物産) 運営委員長 藤井 義弘(丸紅)
1981年 (昭和56年) 1月 9月 10月	英会話講師:Mrs.Carol採用 創立15周年記念バザー 事務職員:Mrs.Hope採用 創立15周年記念 第5回大運動会		理事長 若林 高義(三菱商事) 運営委員長 西山 祐治(三菱商事)
1982年 (昭和57年) 2月	キングディビット校との水泳交換		理事長 松田 幸雄(三井物産) 教育幹事 北村 室夫(日立) 運営委員長 神尾 洋一郎(三菱商事)
1983年 (昭和58年) 11月	外務省視察団(来校) 校舎内外視察	第7代校長 地曳 杜生	理事長 藤岡 豊(三菱商事) 運営委員長 田中 成士(三井物産)
1984年 (昭和59年) 5月 7月 9月	新校舎移転 Mrs.Watkinsを秘書として採用 新校舎落成式典挙行 国会議員団来校	第8代校長 渡邊 裕 ~昭和60年 教頭 三ヶ国弘之 ~昭和61年	理事長 瓜生 保彦(三井物産) 教育幹事 矢野 淳一(日商岩井) 運営委員長 内田 昇(三菱商事)
1985年 (昭和60年) 7月 9月	山東昭子参議院議員来校 野外学習(ハッピーバレー)		理事長 矢野 淳一(日商岩井) 教育幹事 瓜生 保彦(三井物産) 運営委員長 石渡 隆生(日商岩井)
1986年 (昭和61年) 8月 10月 11月	開校20周年記念式典 第10回運動会 ヨハネスブルグ市政100周年記念楯寄贈	第9代校長 黒澤 廣美 ~昭和63年 教頭 八木 晃隆 ~平成元年	理事長 川崎 信夫(住友商事) 教育幹事 石渡 隆生(日商岩井) 運営委員長 中塚 久一(丸紅)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1987年 (昭和62年)			理事長 石渡 隆生(日商岩井)
1988年 (昭和63年) 4月 5月 10月	Mrs.Evans/Mrs.Skrablを英会話講師として採用 野外学習(ロイヤルナタール) 体育館落成式		運営委員長 栗津 謙爾(兼松江商) 運営委員長 加藤 英機(日産)
1989年 (平成元年) 5月 10月	野外学習(ゴールデンゲート) エマレンシア小学校との交流会(於 本校)	第10代校長 高木 伸昌 ～平成3年	理事長 堤 正尚(日立)
1990年 (平成2年) 6月	レチポコハイスクールとの交流会	教頭 北村 晃 ～平成4年	
1991年 (平成3年) 7月	トランスバール教育長来校		
1992年 (平成4年) 5月	野外学習(ブライデポート)	第11代校長 仲地 勇 ～平成6年	運営委員長 伊藤 謙介(トヨタ通商)
1993年 (平成5年) 4月 2月	Mrs. Kruppを会計補佐として採用 セントデビット校との交流会(於 本校) 野外学習(ウォームバス)	教頭 神田 裕史 ～平成7年	運営委員長 藤井 隆(住友商事)
1994年 (平成6年) 4月 10月	制憲議会のため臨時休校(25日～29日) 野外学習(ゴールデンゲート・ナショナルパーク) 中近東アフリカ地区校長研究協議会開催(於 本校)		理事長 秋本 進(伊藤忠商事) 運営委員長 氷川 久夫(三井物産)
1995年 (平成7年) 5月	野外学習(ブライデポート)	第12代校長 南 芳武 ～平成9年	理事長 広崎 睿(住友商事) 運営委員長 奥田 隆久(丸紅)
1996年 (平成8年) 5月 6月 8月	野外学習(リトルスイス) 創立30周年絵はがき発行 創立30周年記念式典(31日)	教頭 村松 博行 ～平成10年	理事長 川畑 徹夫(丸紅) 運営委員長 山下 政晴(伊藤忠商事)
1997年 (平成9年) 3月 5月	コンピュータ教室開設 創立30周年記念誌発行 野外学習(ゴールデンゲート)		理事長 多田 博(三井物産)
1998年 (平成10年) 3月 4月 5月	文部省海外子女教育研究協力校研究報告書発行 日本人学校賛助会発足 野外学習(ブライデポート)	第13代校長 須田 和男 ～平成12年 教頭 飴野 和嘉 ～平成13年	理事長 原 芳道(伊藤忠商事) 運営委員長 青島 幸弘(本田技研)
1999年 (平成11年) 1月 3月	橋本龍太郎前総理大臣来訪 (寄贈:総理大臣杯, VTR) 副読本[大地から学ぶ, 南アフリカ]作成		理事長 中澤 泰二(伊藤忠商事)
2000年 (平成12年) 1月	野外学習(リトルスイス)		理事長 吉田 憲二(丸紅) 運営委員長 入村 浩司(日商岩井)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
2001年 (平成13年) 1月 6月 10月	野外学習 (ゴールデンゲート) ふれあいウィーク 森喜朗総理大臣来訪 (寄贈: コンピュータ, 図書) 日本財団 曾野綾子氏来校 体育館・管理棟・児童棟の天井 (雨漏り) 修理	第14代校長 斉藤 範雄 ～平成15年 教頭 本多 辰之 ～平成16年	理事長 伊藤 正樹 (佐友商事) 運営委員長 田中 輝久 (三物産)
2002年 (平成14年) 1月 5月 7月 8月	NHK受信システム設置 エレクトリックフェンス設置・校内ゲートの改善 I R校との交流会 第1回未就学児体験入学 世界環境サミット開催		理事長 武田 哲夫 (日商船) 運営委員長 中島 清 (三菱商事)
2003年 (平成15年) 2月 5月 9月 12月	根本神父による人権講演会 スクールバスドライバー外注化 バス4便体制実施 英会話講師 Mrs.Skrabl退職		理事長 江本 光敏 (伊藤忠商事) 運営委員長 佐藤 宏 (丸紅)
2004年 (平成16年) 1月 4月 5月 5月 12月	Miss Marionを英会話講師として採用 南ア大統領選挙 2010年ワールドカップ決定 三重県知事来校 英会話講師 Mrs.Evans退職	第15代校長 小八重和夫 ～平成18年	理事長 白木原博明 (双日) 運営委員長 岡庭 潤 (伊藤忠商事)
2005年 (平成17年) 4月 5月 11月	第二英語会話室開設 英会話講師Mrs.Vanessa採用 新バス購入 南西アジア中東アフリカ地区校長会開催 (本校)		理事長 平野 克己 (JETRO) 運営委員長 坂本 秀興 (コマツ)
2006年 (平成18年) 1月 3月 4月 5月 10月	野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク 英会話講師Mrs.Vanessa退職 Miss Kingを英会話講師として採用 I R校との文化交流会 開校40周年記念式典		理事長 丹羽 裕之 (トヨタ自動車) 運営委員長 鈴木 邦明 (べんてん)
2007年 (平成19年) 1月 3月 5月 6月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク アスベスト除去工事開始 I R校との文化交流会 セントステーションズ校への体験入学	第16代校長 石川 勝美 ～平成21年	理事長 伊藤 泰博 (ブリヂストン) 運営委員長 柴田 浩明 (ホンダ)
2008年 (平成20年) 1月 4月 5月	野外学習 (アルパインヒース) ふれあいウィーク アスベスト除去工事終了 セントステーションズ校との交流会 I R校との文化交流会		理事長 石井 茂 (JICA) 運営委員長 黒木 稔 (ブリヂストン) 大貫 正 (日産)
2009年 (平成21年) 1月 3月 5月 10月	野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク 英会話講師 Miss Marion退職 I R校との文化交流会 Ms.Hooper-Boxを英会話講師として採用		理事長 鈴木 秀一 (日産) 運営委員長 大貫 正 (日産)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
2010年 (平成22年) 1月 5月 6月 7月 9月	野外学習(ディディマキャンプ)ふれあいウィーク IR校との文化交流会 高円宮妃殿下来訪(寄贈:記念植樹) ワールドカップ開催 SOWETOオランダ孤児院訪問交流 SOWETOオランダ孤児院生、本校へ招待交流	第17代校長 山本 昇一 ～平成24年	理事長 岡田総太郎(日立) 運営委員長 小椋 茂生(公文) 山田 明(豊通)
2011年 (平成23年) 1月 3月 4月 5月 7月 8月	野外学習(アルパインヒース)ふれあいウィーク 英会話講師 Ms.Hooper-Box 日本留学のため退職 Ms.Murphy を英会話講師として採用 IR校との文化交流会 英会話講師Ms.Murphy退職 Mr.Martinを採用 英会話講師Ms.King退職 Ms.Hartleyを採用		理事長 正田 健二(ブリガストン) 運営委員長 曾我部博之(伊藤忠)山 田 明(豊通)
2012年 (平成24年) 1月 2月 7月 9月 10月	エルムパーク訪問 野外学習(リトルスイス)ふれあいウィーク SOWETOオランダ孤児院訪問交流 IR校との文化交流会 SOWETOオランダ孤児院生、本校へ招待交流		理事長 金子 茂(ブリガストン) 小林 正利 (M&Hコンサルタンツ) 運営委員長 碓氷 晋(ホンダ)
2013年 (平成25年) 1月 5月 6月 8月 9月 10月 11月 12月	野外学習(アルパインヒース)ふれあいウィーク 英会話講師Mr.Martin退職 Ms.Mbaliを採用 Wonderland Preprimary school 訪問 交流 IR Griffice校 訪問 交流 英会話講師Ms.Hartley退職 Mr.Keleを採用 SOWETOオランダ孤児院 訪問 交流 英会話講師Ms.Mbali産休育休 Ms.Tandiを臨時採用 英会話講師Mr.Kele退職 Ms.Morwaを採用 櫻田義孝文部副大臣 来校 校舎内外視察 屋根材 アスベスト工事 完了 英会話講師 Ms.Mbali 復帰	第18代校長 二殿 一身	理事長 渡辺 宏史(富士フィルム) 大島 光信 (日立ヨーロッパ) 運営委員長 祝迫 理(ホンダ)
2014年 (平成26年) 1月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 10月	野外学習(リトルスイス)ふれあいウィーク 天井一部張替え・照明交換 工事完了 卒業式(小学部1名、中学部なし) 入学式(小学部10名、中学部1名) IRGriffice校 来校交流 Wonderland Preprimary school訪問交流 英会話講師Ms.Mbail退職 Ms.Trishを採用 IRGriffice校 訪問交流 Wonderland Preprimary school訪問交流 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流		理事長 安部 嘉男(東芝) 三木 亮介(富士フィルム) 運営委員長 吉田 正人(丸紅)
2015年 (平成27年) 1月 2月 3月 4月 5月 7月 8月	野外学習(アルパインヒース)ふれあいウィーク 発電機・机・椅子等を日本企業から寄贈 発電機設置工事完了 卒業式(小学部2名、中学部2名) 入学式(小学部2名、中学部1名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流 エマレンシア小学校 訪問交流		理事長 三木 亮介(富士フィルム) 運営委員長 白井 清正(丸紅)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
9月 10月 11月	スクールバスプレトリア便スタート 秘書Ms.Watkins退職を祝う会 エマレンシア小学校 来校交流 英会話講師Ms.Trish退職 Mr.Deanを採用 落語公演会 桂 三輝氏 来校	第18代校長 二殿 一身	理事長 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 白井 清正 (丸紅)
2016年 (平成28年) 1月 2月 3月 4月 5月 7月 8月 9月 10月	野外学習 (リトルスイス・ロイヤルナタール) ふれあいウィーク 避雷針工事開始 エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部3名) 入学式 (小学部5名、中学部1名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 ラグビープロレフリー久保修平氏 講演会 サンウルブズ井上大介選手、山中亮平選手とのラグビー交流会 Roosevelt High School 訪問交流 ドラケンスバーグ少年合唱団コンサート 開校50周年記念式典 秘書Ms.Takahashi 採用 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流 Radford House School 来校交流 写真家・澤野新一朗氏 講演会	第19代校長 橋本 芳登	理事長 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 蓑和 希典 (日本貿易振興機構)
2017年 (平成29年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 10月 11月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部5名、中学部2名) 入学式 (小学部10名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 英会話講師Mr.Dean退職 Ms.Traceyを採用 SOWETOオランダ子どもの家 訪問交流 校舎ガラス・窓枠バーグラ全面交換等安全対策工事完了 Radford House School 訪問交流 南西アジア・中東・アフリカ地区校長研究協議会開催 (於・本校) Greenside Preprimary school 来校交流		理事長 近岡 祐一 (三菱東京UFJ銀行) 運営委員長 廿浦 哲郎 (いすゞ自動車)
2018年 (平成30年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 10月	野外学習 (ゴールデンゲートハイランドパーク) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部2名) 入学式 (小学部2名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 SOWETOオランダ子どもの家 訪問交流 Radford House School 訪問交流 オリンピック陸上競技銀メダリスト飯塚翔太選手来校 Greenside Preprimary school 来校交流		理事長 古中 利明 (Honda Motor) 運営委員長 芳野 啓介 (島津製作所)
2019年 (平成31年) 1月 2月 3月 4月 5月 (令和元年)	野外学習 (ロイヤルナタール) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部1名) 入学式 (小学部3名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流	第20代校長 緒方 和幸	理事長 及川 亮平 (みずほ銀行) 運営委員長 西村 鉄太郎 (TERUMO)

2019 JSJ School Calender①				※太ゴシック体…重要な行事等 ※斜め体…(参考)2018年度、2017年度日本人会行事、PTA行事、学校外行事など ※①②③④⑤⑥…1時間目～6時間目の意味				2019.4.11			
4月		5月		6月		7月		8月		9月	
日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考
1	月	年度始め休業(4月10日まで)		1	水	Workers' Day(南ア祝日) 新天皇即位日(日本祝日)→元号変更		1	土		第18週
2	火			2	木			2	日		
3	水		出張領事	3	金	朝:遠足事前指導②		3	月	朝:全校朝会(校長講話・月目標)	
4	木			4	土	①② 授業参観 ③学校説明会 ④学級懇談会		4	火	⑦第3回前期クラブ活動	
5	金			5	日		第5週	5	水		出張領事
6	土			6	月			6	木		
7	日		第1週	7	火	朝:遠足事前指導③ ⑦第2回前期委員会活動		7	金	⑥第2回避難訓練(暴動)	
8	月		運営委員会	8	水	南ア総選挙日(南ア祝日)	出張領事	8	土	第1回漢字検定(2018年度)	
9	火			9	木			9	日	日本人会大使杯テニス大会(2017年度)	第10週
10	水	前日準備登校(10:00～11:30 新G2～G9平成30年度在籍児童・生徒)	出張領事	10	金	①～⑥全校遠足(ヨハネスブルグ動物園)		10	月	第1回体験入学ウィーク(～14日)	
11	木	特別時間割午前授業 12:00下校 ①～④着任式・始業式・入学式		11	土			11	火	金曜時程	
12	金	午前授業①生活科エンターテインメント②学活 ③スタッフ紹介④バス乗車訓練 12:30下校		12	日		第6週	12	水		出張領事
13	土			13	月			13	金	④まで通常授業 ⑤終業式 ⑥学活	運営委員会
14	日		第2週	14	火	金曜時程(15:00下校)		14	木	⑦第5回前期クラブ活動	
15	月	普通授業スタート 朝:全校朝会(校長講話・月目標) 小学部1年生午前授業(18日まで 1年生のみ12時30分下校→1年生バス利用児童は0便で下校)	出張領事	15	水			15	土	冬季休業(8月11日まで)	
16	火	⑦前期委員会・クラブオリエンテーション・前期委員会 希望調査・クラブ希望調査1		16	木			16	日		第15週
17	水		出張領事	17	土	PTA総会・歓迎会(2018年度) ※実施の場合 5時間授業 14:00下校	運営委員会	17	火	①～④芸術鑑賞会(この週に実施) ※芸術鑑賞実施の場合、⑤～⑦普通授業	出張領事
18	木			18	日	第1回日本人会安全講習会(2018年度)		18	水	⑥第3回避難訓練(不審者)	
19	金	Good Friday(南ア祝日)		19	月		第7週	19	木	⑦第6回前期クラブ活動	
20	土			20	火	1学期全校テスト週間(G2～G9) ⑦第4回前期委員会活動		20	土	①～⑤国際交流Ⅰ ワンダーランド幼稚園 (この週に実施)⑥⑦普通授業	
21	日		第3週	21	水			21	日		第16週
22	月	Family Day(南ア祝日)	出張領事	22	木			22	火	⑦第7回前期クラブ活動(最終)	
23	火	5月4日授業参観振替休日		23	土			23	水		出張領事
24	水	クラブ希望調査2 朝:前期委員会認証式	出張領事	24	日	日本人会大使杯テニス大会(2018年度)	第12週	24	木		
25	木	火曜時程 ⑦第1回前期委員会活動		25	月	①～⑤国際交流Ⅱ オランダ子どもの家 (この週に実施)⑥⑦普通授業		25	火	⑦第4回クラブ活動	
26	金	朝:遠足事前指導① ④第1回避難訓練(バスジャック)	運営委員会	26	水			26	土	進研テスト②(2018年度) 第1回おやじの会(2017,18年度)	第17週
27	土	Freedom Day(南ア祝日)		27	木	英会話懇談会(～31日まで)		27	日	通常登校日 第3回体験入学デイズ(～27日)	出張領事
28	日		第4週	28	火	⑦第3回前期委員会活動		28	月	月曜時程	
29	月	朝:全校朝会(校長講話・月目標)	出張領事	28	水	⑥大掃除		28	火	⑦第6回前期委員会活動	
30	火	⑦第1回前期クラブ活動		29	木	①②授業参観 ③④仕事を語る会 12時30分下校予定		29	水		出張領事
				30	日	第1回英検(二次)(2018年度)	第13週	30	木		第22週
				31	月			31	火	朝:全校朝会(校長講話・月目標)	
					金	第1回英検(一次)(2018年度)			水		
日数		11		日数		22		日数		9	
										15	
										19	

2019 JSJSchool Calender②

10月			11月			12月			1月			2月			3月				
日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考	日	曜日	行事	備考
1	火	朝:後期委員会認証式 ⑦第1回後期委員会活動		1	金	英会話懇談会 ①~④学習発表会予行練習⑤⑥通常授業		1	日		第31週	1	水	New Years Day(南ア祝日)		1	日		第41週
2	水		出張領事	2	土			2	月	個人懇談Ⅰ 5時間授業 14:00下校 お話し会(3時間目 2018年度)		2	木		第37週	2	月	朝:全校朝会(校長講話・月目標)	
3	木			3	日	第2回英検(二次)(2018年度)	第27週	3	火	個人懇談Ⅱ 5時間授業 14:00下校		3	金			3	火	朝:全校朝会(校長講話・月目標)	
4	金	第2回英検(一次)(2018年度)		4	月	朝:全校朝会(校長講話・月目標)		4	水	個人懇談Ⅲ 5時間授業 14:00下校	出張領事	4	土			4	火	金曜時程	出張領事
5	土	日本人会春祭り(2017年度)		5	火	⑦第4回後期委員会活動		5	木	個人懇談Ⅳ 5時間授業 14:00下校		5	日		第33週	5	水	②EC発表会全校練習②	出張領事
6	日		第23週	6	水		出張領事	6	金	個人懇談Ⅴ 5時間授業 14:00下校 16:00 野外学習説明会	運営委員会	6	月	①始業式 ②学活 ③以降通常授業 3学期体験入学ウィーク(~10日)		6	木		
7	月			7	木			7	土			7	火	⑦第5回後期クラブ活動		7	金	業間~③EC発表会全校練習③ ③⇄⑥授業交換	
8	火	⑦第1回後期クラブ活動		8	金	④まで通常授業⑤⑥学習発表会前日準備		8	日	第2回おやじの会(2017年度) 日本語検定(2017年度)	第32週	8	水		出張領事	8	土	①授業参観②EC発表会③学級懇談会・学校 説明会 11時20分下校	第42週
9	水		出張領事	9	土	①~④学習発表会 12:30下校		9	月			9	木			9	日		第38週
10	木			10	日	日本人会企業グループ対抗ゴルフ大会 (2018年度)	第28週	10	火	⑦第4回後期クラブ活動		10	金			10	月	2月8日授業参観振替休日	
11	金			11	月	11月9日学習発表会振替休日		11	水		出張領事	11	土			11	火	⑦第7回後期委員会活動 ①~⑤国際交流VIエルムパーク (この週に実施)⑥⑦普通授業	出張領事
12	土	日本人会春祭り(2018年度)		12	火	朝:プール開きオリエンテーション ⑦第2回後期クラブ活動		12	木			12	日		第34週	12	水		出張領事
13	日		第24週	13	水		出張領事	13	金	④まで通常授業 ⑤終業式 ⑥学活 15:00下校		13	月	朝:全校朝会(校長講話) 第5回避難訓練(予告なし この週に実施)		13	木		
14	月			14	木			14	土	夏季休業(1月5日まで)		14	火	⑦第6回後期委員会活動		14	金		運営委員会
15	火	金曜時程		15	金	⑥第4回避難訓練(火災)	運営委員会	15	日			15	水		出張領事	15	土	日本人会ソフトボール大会(2017,18年度)	
16	水		出張領事	16	土	日本人会第2回安全講習会(2018年度) ※安全講習会時、JSJニューゲートバス配付予定		16	月	Day of Reconciliation(南ア祝日)		16	木			16	日	日本人会ソフトボール大会(2017,18年度)	第39週
17	木			17	日		第29週	17	火			17	金		運営委員会	17	月	3学期全校テスト週間(17日~21日・G1~G9) 英会話懇談会(21日まで)	
18	金	①~⑥全校校外学習	運営委員会	18	月	2学期全校テスト週間(18日~22日・G1~G9)		18	水		出張領事	18	土			18	火	⑦第6回後期クラブ活動	出張領事
19	土	進研テスト③(2018年度)		19	火	⑦第5回後期委員会活動		19	木			19	日		第35週	19	水		出張領事
20	日	日本人会企業杯テニス大会(2017年度)	第25週	20	水		出張領事	20	金			20	月			20	木		
21	月	①~⑤国際交流Ⅳ グリーンサイドプライマリース クール(この週に実施)⑥⑦普通授業		21	木			21	土	閉庁期間(1月3日まで)		21	火	金曜時程 午後特別時間割5時間授業 ⑤野外・ふれあい準備 14:00一斉下校		21	金		
22	火	即位礼正殿の儀(今年度のみ日本祝日 JSJも祝日)		22	金	昼:PTA楽しい給食(2018年度)		22	日			22	水	野外学習(ドラクネスバーグ方面) ・ふれあいウィーク(場所等未定)(24日まで)	出張領事	22	土		
23	水	火曜時程 ①~④就学児童説明会 ⑦第2回後期委員会活動	出張領事	23	土			23	月			23	木			23	日		第40週
24	木			24	日		第30週	24	火			24	金			24	月		
25	金			25	月	①~⑤国際交流Ⅴ JICA交流(この週に実施) ⑥⑦普通授業		25	水	Chiristmas Day(南ア祝日)		25	土	日本人会新年会(2017,2018年度)		25	火	⑦第8回後期委員会活動(最終)	出張領事
26	土	第2回漢字検定(2018年度) 日本人会第2回安全講習会(2017年度)		26	火			26	木	Day of Goodwill(南ア祝日)		26	日		第36週	26	水		出張領事
27	日	日本人会企業杯テニス大会(2018年度)	第26週	27	水		出張領事	27	金			27	月			27	木		
28	月	英会話懇談会(11月1日まで)		28	木			28	土			28	火	⑦第5回後期クラブ活動		28	金		
29	火	⑦第3回後期委員会活動		29	金	⑥大掃除		29	日			29	水	②EC発表会全校練習①	出張領事	29	土		
30	水		出張領事	30	土			30	月			30	木			30	日		
31	木			31	火			31	金	⑤⑥ プールを楽しむ会		31	土			31	火		
日数		22		日数		21		日数		10		日数		20		日数		10	

2学期授業日数(8月~12月)

87

3学期授業日数(1月~3月)
(小6・中3)

50

49

年間授業日数
(小6・中3)

199

198

後期委員会 8回 後期クラブ 8回

(2) 特別活動年間計画 (年間行事)

月	児童生徒会活動			学 校 行 事					国際理解教育
	学級活動	委員会活動	クラブ活動	儀式的行事	学芸的行事	健康安全 体育的行事	遠足・集团的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	国際交流教育 現地理解教育
4	前期委員会選出 係活動 学級づくり	役員認証式	実施案決定	1学期始業式 着任式 入学式		身体測定 生活オリエンテーション			
5	安全な生活		前期活動開始			避難訓練1 (バスジャック)	全校遠足		国際交流 (ワンダーランド)
6	冬の健康と生活 学級の問題					避難訓練2 (暴動)			国際交流 (オランダ)
7	1学期の反省			1学期終業式				1学期大掃除	
8	2学期のめあて 新しい係 運動会に向けて	運動会に向けて の取り組み		2学期始業式 開校記念日		身体測定			
9	夏の健康と生活 後期委員会選出				芸術鑑賞会	運動会 避難訓練3 (不審者)			国際交流 (ラドフォード)
10	学級の問題	後期委員会	後期活動開始				全校校外学習		国際交流 (グリーンサイド)
11	健康な身体				学習発表会	避難訓練4 (火災) プール開き			国際交流 (JICA)
12	2学期の反省			2学期終業式				2学期大掃除	
1	3学期のめあて 新しい係			3学期始業式		身体測定 避難訓練5	ふれあいウィーク (小1~4) 野外学習(小5~)		
2									国際交流 (エルムパーク)
3	卒業式・修了式の 取り組み 1年間のまとめ			卒業式 修了式 離任式				3学期大掃除	
備 考				全校朝会 (第1・第3週の 月曜日)					

年間授業時数(38週計算)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
年間授業日数	199	199	199	199	199	198	199	199	198	
年間可能授業時数	1135	1144.4	1178.4	1212	1246	1244.4	1279	1279	1277	
標準授業時数合計	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015	
教科時数(総合・道徳・学活以外)	905	912	950	988	1064	1064	1064	1064	1064	
EC	152	152	152	152	152	152	152	152	152	
道徳	38	38	38	38	38	38	38	38	38	
学活	37	38	38	38	38	38	38	38	38	
授業時数合計	1132	1140	1178	1216	1292	1292	1292	1292	1292	
学校行事	儀式的行事	8	10	10	10	10	8	10	10	8
	文化的行事	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	健康安全の行事	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	遠足集団宿泊の行事	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	勤労生産奉仕の行事	7	7	7	7	7	6	7	7	6
	小計(A)	60	62	62	62	62	59	62	62	59
児童生徒会(B)	0	0	0	18	18	18	18	18	18	
クラブ(C)	0	0	0	16	16	16	16	16	16	
特別活動(A+B+C)	60	62	62	96	96	93	96	96	93	
国際交流	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
授業時数外合計	83	85	85	119	119	116	119	119	116	

※小学部1年は4月18日から4月22日まで午前授業

※総合はECとして実施

平成31年度日課表

児童生徒登校	7:55			
朝読書	7:55~ 8:05			(10分)
全校朝会・清掃活動 朝活動	8:05~ 8:20			(15分)
朝の会・準備	8:20~ 8:30			(10分)
1校時	8:30~ 9:15			(45分)
休憩	9:15~ 9:25			(10分)
2校時	9:25~10:10			(45分)
業間	10:10~10:30			(20分)
準備	10:30~10:35			(5分)
3校時	10:35~11:20			(45分)
休憩	11:20~11:30			(10分)
4校時	11:30~12:15			(45分)
昼食	12:15~12:35			(20分)
昼休み	12:35~12:55			(20分)
準備	12:55~13:00			(5分)
5校時	13:00~13:45			(45分)
休憩		13:45~13:55		(10分)
6校時		13:55~14:40		(45分)
休憩			14:40~14:50	(10分)
7校時			14:50~15:35	(45分)
帰りの会	13:45~13:55	14:40~14:50	15:35~15:45	(10分)
クラブ・委員会		14:55~15:40		

*児童生徒の自主性を涵養するために、ノーチャイムとする。

*時刻は職員室の時計を基準とし、南ア標準時に合うように調整する。

*校舎内の時計は、随時調整する。

教職員名簿一覽

派遣教員

職名	氏名	担当	赴任年度	出身地
校長	緒方 和幸	学校経営	平成31年度	宮崎県
教諭	小川 剛	小1担任	平成30年度	熊本市
教諭	松崎遼太郎	小2担任	平成30年度	宮城県
教諭	高柳 悦夫	小3担任	平成29年度	群馬県
教諭	川島 康介	小4担任	平成29年度	仙台市
教諭	菊池 真人	教務主任 小5担任	平成29年度	岩手県
教諭	中原 通子	小6担任	平成31年度	青森県
教諭	栗岡 佑介	中1・2担任	平成31年度	大阪府
教諭	長谷川 裕	中3担任	平成29年度	静岡県

現地採用職員

担当職務	Name
英会話講師	Ms. Morwa
英会話講師	Ms. Tracey
秘書	Ms. Cookie
秘書 補佐	Ms. Koga
Guard man	Mr. Wally
Gardener	Mr. Robert
Gardener	Mr. Frans

児童・生徒数及び学級数

児童生徒数（令和元年5月22日現在）

学年 性別	小学							中学			計	合計
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3		
男子	1	2	2	1	1	3	10	2	3	2	7	17
女子	2	2	4	4	0	5	17	0	1	2	3	20
計	3	4	6	5	1	8	27	2	4	4	10	37

平成31年度・令和元年度 編入学について

1 日本人学校の概要

- (1) 名称 ヨハネスブルグ日本人学校
- (2) 設立 昭和41年8月31日（1966年）
- (3) 設置者 南アフリカ日本人会
- (4) 設置基準 南アフリカの私立（日本の公立及び私立的な立場）
- (5) 運営組織 ヨハネスブルグ日本人学校運営委員会
- (6) 運営責任者 運営委員長 西村 鉄太郎
- (7) 校長 緒方 和幸

2 校納金（平成31年・令和元年度）

- (1) 入学金（編入学時のみ） 小学部 R18,600 中学部 R19,050
 ※授業料の3ヶ月分
- (2) 授業料（月毎） 小学部 R6,200 中学部 R6,350
- (3) スクールバス代（月毎） 【ヨハネスブルグ便】
 朝バス R1,750 下校バス R1,750
 【プレトリア便】
 朝・下校含めて R3,500 ※利用者で人数割します。
- (4) PTA会費（学期ごと 6月・10月・2月） 月額 R30
 ※各学期分まとめてPTA口座に振り込み

3 学用品（日本にて準備してくるとよいもの）

(1) 制服について

紺色のブレザー（形については指定なし）。左胸に学校指定のワッペンをつける。
なお、この制服は儀式的行事の際に着用する。

(2) 鞆について （指定無し）

(3) 学習用具について

- 国語：毛筆セット（小3以上） 国語辞典（小3以上） 漢和辞典（小4以上）
- 算数：直定規・三角定規（小1以上） コンパス（小3以上） 分度器（小4以上）
- 音楽：鍵盤ハーモニカ（小1～小6） 縦笛 {ソプラノ（小3～6） アルト（中1以上）}
- 図工：クレパス 色鉛筆 絵の具セット 彫刻刀（小3以上）
- 体育：運動着，体育館シューズ（日本で使用していたもので可）
- 英語：英和辞典 和英辞典（中1以上）

(4) 購買について

学校購買としてノート類・筆記用具・書道用品・赤白帽子・縦笛・校章ワッペン等があります。詳細についてはお尋ねください。

5 学習指導

(1) 進路について

小学部の高学年や中学部では、予め帰国後の進路を決めておく必要があります。本校では最新の情報を入手するとともに適切な支援活動ができるよう準備しております。なお、編入や受験時における内容・方法等については、各学校、都道府県によっても異なりますので担任までご相談ください。

(2) 学習の進度及び学力について

文部科学省が示す学習内容や授業時数の確保は勿論のこと、各教科・領域等においては日本国内と同様の教育課程が編成されております。また、少人数のよさを活かした個別化学習の展開により、少数精鋭をめざしております。しかし、情報化社会の流れにある現在をもってしても日本国内の情報量には及ばず、さらに小集団における児童生徒間の相互刺激等の面にも不十分さを感じられます。そこで、各家庭においても十分な情報をもとにした学習への意欲付けと道徳的心情の形成が必要となりますのでご協力ください。

6 その他

(1) 教科書の配布について

海外子女用教科書給与制度に基づき、海外子女教育財団にて受け取りをお願いいたします。又、時間的・物理的に受領が不可能な場合、編入後、日本大使館までお問い合わせください。なお、船便にて別送につき、学習等で不都合がある場合は担任までお申し出ください。

(2) スクールバスについて

登下校については送迎が必要です。従って、保護者の自家用車による送迎或いは本校にあるスクールバスでの対応となります。そこで、スクールバスの利用を希望する場合は、申込用紙（別紙）に必要事項をご記入の上、バス委員会までお申し込みください。（但し、スクールバスには運行ルートがあるため、バス委員会の審査によってはご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。）

(3) P T A活動について

日本のそれと同様、お子様の入学と同時にP T A会員となります。本校教育の基本方針や在り方等を十分にご理解いただくとともに、P T A活動への積極的な参加をお願いいたします。

(4) 学校生活の基本（授業日数や昼食）について

本校は現在、三学期制となっております。年間授業日数はハウテン州教育文化省の規定（200日を超えてはならない）により原則200日以下となっております。そして、祝祭日についても南アフリカのそれに準じております。

昼食については、児童生徒・教職員ともお弁当となっております。その際、購買等における販売システムはありませんので、ご家庭で準備する等ご協力をお願いいたします。

(5) 傷害保険について

日本国内における学校安全会と同様の傷害保険に加入しています。学校管理下におけるケガ等では一部を除いて適用対象となりますのでご承知おきください。なお、詳細につきましては担任までお尋ねください。

(6) 編入学の手続きの時の提出書類

本校で配布（一部） : 編入学受付カード スクールバス利用申請書（希望者のみ）
日本の学校より : 在学証明書 教科書給与証明書 その他（学校よりの書類）

中学部卒業生進路状況

1 卒業生徒数（過去10年間）

平成21年度	(男子0名 女子1名)	計1名
平成22年度	(男子1名 女子0名)	計1名
平成23年度	(男子0名 女子0名)	計0名
平成24年度	(男子0名 女子0名)	計0名
平成25年度	(男子0名 女子0名)	計0名
平成26年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成27年度	(男子2名 女子1名)	計3名
平成28年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成29年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成30年度	(男子1名 女子0名)	計1名

2 過去の進路状況（平成20年度～平成30年度）

東京都	都立	西高等学校
東京都	都立	日比谷高等学校
東京都	都立	三田高等学校
東京都	私立	青山学院高等部
東京都	私立	慶応義塾高等学校
東京都	私立	国際基督教大学高等学校
東京都	私立	巣鴨高等学校
東京都	私立	日本大学鶴ヶ丘高等学校
東京都	私立	早稲田大学本庄高等学院
東京都	私立	早稲田大学高等学院
神奈川県	私立	桐蔭学園高等学校
神奈川県	私立	慶応義塾湘南藤沢高等部
愛知県	私立	南山国際高等学校
広島県	広島市立	基町高等学校

2 過去の進路状況（南アフリカ国内）

KINGSMEAD COLLEGE
ROOSEVELT HIGH SCHOOL
ST. STITHIANS COLLEGE
BRANDCLIFF HOUSE PRIVATE SCHOOL
AMERICAN INTERNATIONAL SCHOOL OF JOHANNESBURG

令和元年度 日本人学校理事会・運営委員会

日本人学校理事会

職 名	氏 名	備 考
理事長（日本人会 会長）	及川 亮平	みずほ銀行
副理事長（日本人会 副会長）	山根 毅	三井住友海上
理 事（日本人会 総務幹事）	遠藤 豊	住友商事
理 事（日本人会 会計幹事）	小飯塚 伸一	Deloitte

日本人学校運営委員会

職 名	氏 名	職 務	備 考
委員長	西村 鉄太郎	運営委員会の最高責任者として運営全般を統括するものとし、日本人会の教育幹事がこれを兼務する。	テルモ
副委員長	竹尾 典彦	委員長を補佐するとともに特命事項を管掌する。	LIXIL Africa
会計委員	鈴木 智晴	会計全般を管掌する。	PwC
総務／安全／広報 委員	宇佐美 哲也	総務全般を管掌する。 安全全般を管轄する。 広報を管掌する。	日立建機
施設備品委員	片山 耕成	施設備品の管理営繕及び学校安全の対策にあたる。	パンアジア トラベル
スクールバス委員	金子 啓吾	スクールバスの運行・管理にあたる。	丸紅
雇用委員	園邊 聖芳	現地採用職員およびスタッフの契約や勤務体系を掌る。	Nissan South Africa
学校長	緒方 和幸	校務全般を統括し、学校会計の執行にあたる。	日本人学校
顧問	中村 勇		在南アフリカ 共和国 日本国大使館
学校教務	菊池 真人		日本人学校

ヨハネスブルグ日本人学校規則

第一章 総則

第一条 名称及び経営

本校の名称をヨハネスブルグ日本人学校（以下本校と称する）とし、南ア日本人会が経営の任に当たるものとする。

英文では、THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURGと称する。

第二条 所在地

本校の所在地を12-20 CALEDON ROAD EMMARENTIA
JOHANNESBURG REPUBLIC OF SOUTH AFRICAに置く。

第三条 目的

本校は南アフリカ共和国在住の日本人子女（日本国籍を有する、または学校理事会が入学を認めた者）に対して、日本国の教育基本法・学校教育法及び文部科学省学習指導要領に従い、且つ南アフリカの現地事情を考慮に入れた日本の教育を行うことを目的とする。

本校は小学部及び中学部のそれぞれの課程の修了または卒業を認定し、認定にかかわる必要書類を交付する。（昭和50年3月31日付け文部省告示第21号により、国内小中学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設としての指定を受けた。なお、「平成3年文部省告示第114号」の規定により、小学校、中学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設として、平成4年12月18日付けで認定を受けた。）

第二章 学校の運営

第四条 運営機関

南ア日本人会は、本校運営のための意思決定機関及び本校運営方針の具体的執行機関として、ヨハネスブルグ日本人学校運営委員会（以下委員会と称す）を設ける。（英文では、THE EXECUTIVE COMMITTEE OF THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURGと称す）

第五条 運営委員会

1 委員会の構成並びに定員

運営委員長，日本人学校校長及び運営委員6名，合計8名をもって委員会を構成する。委員会には，下記の役職を設ける。

委員長	1名	学校運営の最高責任者として運営全般を統轄するものとし，日本人会教育幹事がこれを兼務する。
副委員長	1名	委員長を補佐し，特命事項を管掌する。
校長	1名	校務全般を統轄する。学校会計の執行に当たる。
総務・安全広報委員	1名	総務・安全・広報全般を管掌する。
会計委員	1名	学校会計全般を管掌する。
施設設備委員	1名	施設設備の管理営繕に当たる。
スクールバス委員	1名	スクールバスの運行管理に当たる。
雇用委員	1名	学校スタッフの雇用を担当する。

但し、委員長、学校長が何らかの理由で職務執行が出来ない場合は、副委員長、教務がそれぞれの職務を代行する。

2 運営委員及び顧問の委嘱

委員会が推薦する候補者を次年度委員長が委嘱する。また、日本人学校と本邦関係省庁との円滑な連携を保つため、在南アフリカ共和国日本国大使館代表に顧問を委嘱する。

3 対応委員

学校職員は委員会の対応委員となり、各委員を補佐する。

4 委員会の機能

- (1) 本規則の設定、改訂の立案審議。
- (2) 本規則に基づく細則の制定、改訂。
- (3) 本校の予算、決算等の立案承認及び財務内容の検討し、理事会への承認上申を行う。
- (4) 資産の取得、処分決定。
- (5) 基金、多額寄付金及び借入金に関する審議。
- (6) 教育方針に関する承認。
- (7) 現地採用の教職員の増減等、基本的人事の審議決定。
- (8) 学校運営に関するその他具体的事項の審議決定。
- (9) 委員会における審議決定事項の幹事会への報告。但し、日本人学校の経営・運営に重大な影響を与えると思われる事項については理事会と協議の上、理事会への承認上申を行う。
- (10) 日本人会会則に規定された総会決定事項並びに幹事会決定事項に関する上申。

5 委員会の開催及び議事

- (1) 原則として、毎月一回委員会を開催するものとする。
- (2) 委員長は、必要に応じ臨時委員会を召集することが出来る。また、委員の三分の一以上の要求がある場合、委員長は臨時委員会を召集しなければならない。
- (3) 委員会は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席者の三分の二以上の賛成をもって意思決定する。

6 委員の任期

- (1) 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの一年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員を充当するために、任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第三章 職員

第六条 職員の種類及び職務

本校に次の職員を置き、以下記載の職務を分掌せしめる。

校長	校務一般を統轄し、且つ分掌する。職員の監督を行う。児童生徒の教育を掌る。
教諭	児童生徒の教育を掌る。校長の命を受けて校務を分掌する。
講師	校長及び教諭を補佐し、児童生徒の教育を掌る。
事務職員	校長の指揮のもと教育を除く校務に関する諸々の職務を掌る。

第七条 雇用・監督

講師雇用については、委員会の承認を得て校長がこれを行い、且つ、職務分担の決定を行う。

校長は予算執行の範囲内で、事務職員等を雇い入れることができる。
また、その監督のもとに校務を行なわせる。

第八条 服務

職員の服務については、南アフリカの現地事情を勘案の上、国内服務に準じて行う。

第四章 財務及び会計

第九条 会計

会計の収入は

- (1) 日本国政府からの資金援助。
- (2) 南ア日本人会からの資金援助。
- (3) 海外子女教育振興財団からの資金援助及び援助資材。
- (4) バザー等事業益。
- (5) 児童生徒の入学金及び授業料、または寄付金を以てし、その支出は
 - ① 本校敷地の借料支払い。
 - ② 固定資産購入、改築等。
 - ③ 日本国政府派遣教員の給与、手当以外は一切の学校諸経費支払いに、それぞれ充当するものとする。

第十条 会計年度及び会計処理

- (1) 本校の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。
- (2) 校長が会計処理を行い、本校運営委員会、会計委員を経て、每学期仮決算を本校運営委員会に報告するものとし、**運営委員会は理事会へ承認上申を行う。**毎年3月末を以て年度決算を行うものとする。
- (3) 一般会計に加え、必要に応じて、運営委員会の承認を得て、特別会計を設けることができる。

第十一条 入学金・授業料並びに必要な経費

本校の入学金・授業料並びに必要な経費については、別に定める本校細則によるものとする。

付 記

本規則は昭和63年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成4年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成10年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成13年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成15年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成17年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成26年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成28年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成29年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成30年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成31年4月1日より改定実施するものとする。

ヨハネスブルグ日本人学校細則

第一条 修業年限

本校に小学部及び中学部を設け、修業年限をそれぞれ6年及び3年とする。

第二条 就学

本校の就学年齢について、学校教育法第22条並びに第39条の定めるところによる。

第三条 学期

本校の学期は、日本国内の学期に準じ、次のように定める。各学期間には休業を設ける。

第1学期	毎年	4月	～	7月
第2学期	毎年	8月	～	12月
第3学期	毎年	1月	～	3月

第四条 教育課程 その他

本校規則第三条の「目的」を達成するために、本校の教育課程・授業時間数・校務分掌を別に定める。

第五条 授業料

本校の授業料は、児童生徒の保護者が負担するものとし、各月初めに遅滞なく本校に納入するものとする。

小学部	1人	月額	R 6,200.00
中学部	1人	月額	R 6,350.00

なお、中学部3年生の場合、12月までの9カ月にて均等納入も可とする。

第六条 入学金

- (1) 新たに本校に入学を希望するものは、入学金として授業料の3カ月相当分を本校に納入するものとする。
- (2) 本校小学部卒業後、引き続き中学部へ入学を希望するものは、入学金として1カ月相当分を納入するものとする。

第七条 入学及び退学

- (1) 入学に当たっては、校長が面接することを原則とする。
- (2) 入学は随時受け付けるが、中学部3年生については、第2学期始業式の前日までに手続きを終え、第2学期から登校することを原則とする。
- (3) 入学及び退学は本人の希望によるが、入退学の際は、児童生徒の保護者は速やかに本校に届け出なければならない。一旦納入した入学金・授業料の払い戻しは行なわない。一度退学した後、再入学する場合も新たに本校に入学するものとして取り扱う。

第八条 スタディビザ取得のためのサポートレターの発行について

本校への入学の際、スタディビザ取得のためにサポートレターを発行した場合、授業料の2ヶ月分を収めるものとする。なお本校に入学した場合、入学金は残り授業料の1ヶ月分を収めるものとする。

第九条 予算の執行

予算項目にないものの支出については運営委員会の承認を得て行なう。

第十条 授業参加を希望する児童生徒の取り扱い

本校は全日制学校であって、補習校ではないことにより、短時日の授業参加は受け付けない。

付 記

本細則は平成11年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成13年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成14年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成15年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成19年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成20年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成21年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成22年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成24年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成25年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成26年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成27年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成28年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成30年4月1日より改訂実施するものとする。
本細則は平成31年4月1日より改訂実施するものとする。

ヨハネスブルグ日本人学校 スクールバス規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程の趣旨

ヨハネスブルグ日本人学校（以下「学校」と称す）スクールバスに関する管理運営及び利用については、この規程の定めるところによる。

第 2 条 スクールバスの定義

この規程においてスクールバス（以下「バス」と称す）とは、学校児童生徒の登下校に学校および学校運営委員会の承認を得て供される車両をいう。

第 3 条 基本方針

本校児童生徒の通学は、義務教育の性格からして各家庭の責任においてなされるべきものであるが、本学校には日本本国とは異なった社会的背景がある事を考慮し、家庭の事情により通学手段確保が困難な者を対象として、公共事業的に一部受益者負担によりバスを運行し児童生徒の登下校を補助する。この運行が円滑に行なわれることを目的とする。

第 2 章 管 理

第 4 条 管理

バスの管理は学校運営委員会が委託契約した運行会社が行ない、学校が補佐する。

第 5 条 管理組織の設置

学校運営委員の中からバス担当運営委員を選出する。登下校のバス利用者保護者の中からバス委員を複数名選出し、バス委員長を選任する。バス担当運営委員、バス委員長、バス委員、バス担当学校教員でバス委員会を組織し、バス担当運営委員が具体的管理を行なう。更に、日常管理、定期的管理に関しては、学校事務職員または事務職員がいない場合は学校教員に依頼し、これを行なうことができる。

第 6 条 バスの点検

バスの点検は学校運営委員会が委託契約した運行会社が、バス生産自動車会社の発行しているスケジュールメンテナンスに従い定期点検を行う。ただし運転手により不具合発生報告を受けた場合はすみやかに整備、修理を施さなければならない。

第 7 条 運転手の管理

運転手の雇用は、学校運営委員会が委託契約した運行会社が行なうが、日常の労務管理は学校に委嘱する。

第 3 章 運 行

第 8 条 運行ルート

運行ルートは、付則の基準に従い、利用者が変化した時は必要に応じて設定、見直しを行なう。運転手は、原則としてこの定められた運行ルートに従ってバスを運行しなければならないが、道路状況、利用者下車地域の状況に応じて安全が十分確保される場合に限り、この限りではない。

第 9 条 運行時間割

学校の終業時刻と配車の効率を考慮し、付則の基準に従い定める。

第 10 条 運行の変更および停止

学校運営委員会、バス担当運営委員、バス委員長、学校管理者のいずれかが運行の変更または停止が妥当であると判断した場合、バス利用者の保護者にその旨事前連絡の上で、バスの運行を変更または停止することができる。

第 4 章 利 用

第 11 条 利用の資格

- (1) 学校児童生徒で付則の利用基準に該当する者とするが、学校運営委員会で特別に認められた者はこの限りでない。なお、この特別に認める行為は、緊急を要する場合バス担当運営委員が暫定的に代行することができるが、事後学校運営委員会の承認を必要とする。
- (2) 学校運営委員会、学校が必要と認めた場合、各種行事に関係者が利用できる。

第 12 条 利用の申込み

- (1) 学校児童生徒の登下校の利用申込みは、規定の申込み書に利用理由等所定の必要事項を記入の上、バス委員に申請する。
- (2) 第 1 項以外の利用で学校行事以外の利用申し込みは、規定の申込み書に利用目的等所定の必要事項を記入の上、バス担当運営委員に利用 1 ヶ月前に申請する。
- (3) 学校行事に利用する場合は学校管理者の判断で利用する事ができ、申し込み等の手続きは不要である。

第 13 条 利用の決定

- (1) 利用の決定は学校児童生徒の登下校利用を優先させ、次いで学校行事とする。
- (2) 申込みがあった場合、バス担当運営委員、バス委員長が資格審査を行ない資格に合致すると判断されたものはこれにより利用が決定される。
第 11 条 (1) の特認が必要な場合、これらが認められれば利用が決定される。
第 11 条 (2) で認められた場合、利用が決定される。いずれも利用の可否が決定したならば申込み書に結果を記入の上、申請者に通知する。

第 14 条 誓約書の提出および許可証の公布

利用が決定された者は、規定の誓約書に署名捺印の上提出し許可証を受けなければ

ならない。

第15条 利用許可の期限

本バスは、基本方針からして次の各項に該当する場合は該当期を期限としてバス利用許可が消滅する。

- (1) 資格を満たさなくなった時点
- (2) 申込み理由が解消した時点
- (3) 住所を変更した時点

これら各項は全て利用者の申告とする。

第16条 利用許可の取消および再許可公布

付則に定める「利用心得」および申込み書に違反があったと学校運営委員会が認めた場合、および第15条の申告を故意に行なわなかったと学校運営委員会が認めた場合、学校運営委員会全員の合意によりバス利用許可を取消することができる。また違反が改善された場合、新規申込により利用を許可することもできる。

第17条 費用

費用は、保険料金、人件費を固定費とし、燃料各種油脂類を変動費として分類し、利用費決定の際の定義とする。

- (1) 保険は必ず加入する事。
- (2) 人件費は、毎年定期的に運営委員会で見直す。なお、諸物価の上昇率を見て、該当者から申請のある場合必要に応じて見直すことも可とする。
- (3) バス所有台数は、利用者数、管理維持能力に応じて必要の都度見直し、適正台数とする事。

第18条 利用料金

費用は受益者（児童生徒の保護者およびその他バスを利用する者）の負担を原則とするが、基本方針に照らし通学に供する場合に限り固定費を学校運営費から引当てる事ができる。この場合、学校運営委員会で固定費の学校運営費引当て上限を決め不足分は受益者が負担する。

(1) 通学利用料金

固定費の学校運営費補助分を差し引いた不足分および変動費（前年実績から算出）の通学利用分（前年実績から算出）を通学利用者で分担する。年間同一とし年度当初に利用者数を推定し運営委員会で決定する。年度途中で利用者に変動が生じ過不足が生じた場合は、学校運営費で調整する。

(2) 学校行事利用料金

固定費の一部および変動費の過不足を学校運営費で調整する事から、特に使用料金は徴収しない。

(3) その他の利用料金

固定費、変動費共に前年度の運行実績から単位走行距離当たりの費用を算出し、利用走行距離に応じて決める。但し、休日等で特別な出費を必要とした場合、全額

利用者負担とする。

(4) 利用料金の支払い

第1項については毎月々学費納入時、第3項については利用後、運行実績に応じ清算し利用後7日以内に学校に支払う。なお、第1項の通学料金は毎月1日から末日までの1ヵ月単位とし、その月1回でも利用した場合は1ヵ月分を支払う。

第19条 事故等

バスの利用は、児童生徒の保護者個人および利用者のリスクで行なう。従って、不測の事態発生に関し、学校運営委員会、バス委員会、学校、バス利用者保護者ともその責任は一切免除される。

スクールバス規程付則

1. この規程は、1988年4月1日から実施するが、第11条利用の資格適用は新規申込み者から順次適用とし実施日当日利用者には適用しない。
2. 運行ルート設定基準（ただし、児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては、この限りではない。）

運行ルートは、毎学年始めに学校運営委員会が委託契約した運行会社とバス委員が設定する。その設定に関しては次の基準に基づく。

 - ① DOOR TO DOOR を原則とする。ただし、以下制約に該当する場合は、この限りではない。
 1. 運行ルート設定上の制約。N1内側を原則とするが、例外を認めざるを得ない場合は運行会社とバス委員会で話し合いのもとルートを設定できる。
 2. 運行時間上の制約。
 3. 下記②号上の制約
 - ② 下車場所は、他者から下車した者がよく見通せる場所で、自宅から300m以内とする。ただし、利用者宅がバス運行上支障（道路幅、急坂、折り返し場所が不相当等）ある場合は300m以上離れることも可とする。

※ 自宅がバスルート圏外にあり保護者の個人送迎が困難な場合、下記条件を満たせば保護者勤務地でのバス利用を認める。

 - 保護者勤務地がバスルート内の安全な場所にあること
 - 勤務地セキュリティゲート内、もしくはゲート付近の防犯カメラ撮影範囲内での乗り降りとすること
 - 保護者本人、もしくは保護者関係者が必ずバスまでの送迎を行うこと
 - ③ 下車場所から利用者宅までの全ての責任は、利用者、および利用者保護者とする。
 - ④ 1ルートの運行時間は、原則1時間以内とする。
 - ⑤ 運行ルートの変更は、利用者の変動に伴い、適宜行なわれるものとする。
3. 運行時間割基準（ただし、児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては、この限りではない。）利用者の学部、学年別人数、バス台数、運行所要時間に応じて配車する。
 - ① 学部、学年により終業時刻が異なり、適正乗車人員に満たない場合は、児童生徒の待ち時間を最大60分として、学年単位で発車時刻を決める。この間、利用者は定められた場所で待機し、利用者保護者はその旨利用者に徹底させること。
 - ② バスの帰校時刻は、午後6時以前となるように出発時刻を決める。
 - ③ 時間割りは、原則として年間不変とするが、必要に応じて学期毎見直しできる。
4. バス利用基準（ただし、児童生徒の通学のみこれを適用する。）

基本方針に照らし、利用基準を次のように定める。

 - ① 利用者住宅が2-④に定める範囲以内に位置すること。

5. 利用者心得

① 乗車前手続き

下校時バスで乗車許可が与えられていてバスに乗車しない場合には、当日12時55分までに、また、一定期間乗車しない場合は、該当初日の12時55分までに期間を明らかにして、乗りませんカードを日常バス管理者に提出しなければならない。定常通り乗車する場合は手続きを不要とする。登校時バスについては、乗車しない場合には、当日6時から6時30分にバス担当学校教員および学校守衛に電話もしくはSMS連絡をしなければならない。

② 乗車時

乗車時、バス委員会から依頼された者は利用者をチェックする。異常がある場合、明らかになるまでバスを運行してはならない。利用者は、このチェックがバス発車5分前行なわれるが、これに遅れないようにしなければならない。

③ 乗車中

乗車中は、車中を歩き回ったり、大声で騒いだり、ふざけたりしないで、シートベルト着用の上、静かに座席に座っていなければならない。車中での飲み物は許可するが、食、オーディオ関係の使用は禁止する。

乗車中は、窓を完全に閉める事を原則とする。しかし、冷房装置等の付設設備のない車両に関しては、運営委員会バス委員が認めた窓のみ開けることが出来る。

④ 降車時

利用者は、バスが停車するまで降車の動作を開始してはならない。

降車者は、バスが停車したら席を立ち、あわてないで下車し、運転手に挨拶をすること。

ただし、下校時バスについては、在宅確認を必要とする者に限り、保護者またはその代理者等の住宅が確認できなかった場合、利用者は降車出来ず帰校する。この場合、バス担当学校教員は利用者保護者が学校へ迎えに来るまでの間、学校内にて利用者を預からなければならない。

⑤ 降車後

利用者は、降車後すぐにバスの前後を横断したり、道路に飛び出したりしてはならない。下車したらバスから離れ、バスの発車を待って次の動作を行なう。

運転手は、利用者が安全な場所に移動したのを確認し、ゆっくりと発車すること。

⑥ 利用者保護者の心得

利用者保護者は、この利用心得を利用者に徹底させなければならない。

6. 運行管理

日常バス管理者は、運転手にバス運行記録を記録させ、バスの管理、費用、利用料金算出の資料を作ること。

7. その他

本規程を変える場合は、学校運営委員会の承認が必要である。

スクールバス委員会会則

- 第1条 (名称) この委員会の名称は、ヨハネスブルグ日本人学校スクールバス委員会と称する。(以下単にバス委員会という)
- 第2条 (目的) バス委員会はヨハネスブルグ日本人学校の児童生徒が利用するスクールバスの運行を安全かつ円滑に行なうために設置する。
- 第3条 (構成) バス委員会は運営委員・学校担当者・バス利用者保護者より構成される。
- (1) 運営委員会バス委員は座長として総括的に管掌する。
 - (2) 学校側はバス担当者1名を選出する。
 - (3) スクールバス利用者保護者会にて、バス利用者保護者より1名のバス委員長を選出する。また、原則ルート毎に1名のバス委員を選出する。
 - (4) 欠員が生じたときはその部内より補充する。
- 第4条 (任期) バス委員の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。但し3月1日から31日までの1ヵ月間は引き継ぎ期間とし、特にバスコース決定・ドライバーの教育につき新旧役員共同であたるものとする。
- また、欠員補充者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 (業務分担) バス委員会の業務は次の通り分担するものとする。
- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 日常の車両管理 | 運行会社(主)・運営委員会(副) |
| (2) 日常のドライバー管理 | 運行会社(主)・学校(副) |
| (3) バスルートの作成・調整 | 運行会社(主)・バス委員長 |
| (4) 予算・コスト管理 | 運営委員会(主)・学校(副) |
| (5) ドライバー雇用契約/派遣契約 | 運行会社(主)・学校(副) |
| (6) 保険契約 | 運営委員会(主)・学校(副) |
- 第6条 (運行コスト) 運行コストは受益者(児童生徒保護者)負担を原則とする。この原則にもとづき、バス代は毎年運営委員会で見なおし毎月の料金を決定する。またバス運行コストはドライバー賃金等固定費的要素のものが占めるウエイトの大きいことから極力安定的な数のバス利用者のあることが望ましく、このため毎月1日でもバス利用のあった場合は、その月のバス代を徴収するものとする。
- 第7条 (バス運行原則)
- バスは定員内で生徒乗車時間1時間以内に学校にもどることを運行の原則とする。このため、居住地及び定員、制限時間の関係で

バス利用希望を受け入れない場合がある。

第 8 条（ドライバー雇用原則）

安全面で信頼のおけるドライバーを雇用することに最善を尽くすものとする。また採用後、安全にもとる行為のあった場合、別途定める就業規則に基づき、警告及び解雇の手続きをとるものとする。

ドライバーの派遣を受ける場合には、優良且つ信頼のおけるドライバーの派遣確保を最優先し、派遣元の選択並びに派遣契約を締結する。派遣されたドライバーが日本人学校スクールバスのドライバーとして相応しくないと学校運営委員会並びに学校管理者が判断する場合には、当該ドライバーの派遣中止を求めることが出来る旨定めた条項を派遣契約に盛り込むものとする。

第 9 条（事故等）

バスの利用は基本的に児童・生徒保護者個人のリスクで行なう。従って不測の事態発生時には、学校・運営委員会・バス利用者保護者共その責任は一切免除される。

第 10 条（会議）

バス委員会は次の場合に開催し協議する。

①運営委員会バス委員が必要と認めた時。

付 則

この会則は1984年（昭和59年）6月1日より実施するものとし、毎年4月1日に内容の見直しと確認を行なう。

日本官公庁及び日本人学校関係機関 所在地

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
総合教育政策局教育改革・国際課 TEL 03(5253)4111 FAX 03(6734)3738
外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
領事局 政策課 TEL 03(3580)3311

派遣教員所属の都道府県教育委員会

宮崎県教育庁	〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号	TEL 0985-26-7240(教職員課)
青森県教育委員会	〒030-8540 青森県青森市長島1丁目1番1号	TEL 017-734-9893(教職員課)
岩手県教育委員会	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 県庁10階	TEL 019-629-6121(教職員課)
宮城県教育委員会	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	TEL 022-211-3614(総務課)
群馬県教育委員会	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	TEL 027-223-1111
静岡県教育委員会	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	TEL 054-221-3675 (教育総務課)
大阪府教育委員会	〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目	TEL 06-6941-0351
仙台市教育委員会	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目5番12号上杉分庁舎12F	TEL 022-214-8856(教育総務課)
熊本市教育委員会	〒862-8609 熊本市中央区手取本町1番1号	TEL 096-328-2704

海外子女教育振興財団

東京 105-0002 東京都港区愛宕一丁目3-4 愛宕東洋ビル6階
TEL 03(4330)1341 FAX 03(4330)1355
大阪 530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3-1-200 大阪駅前第一ビル6階
TEL 06(6344)4318 FAX 06(6344)4328
海外子女教育センター 東京都小金井市貫井北町四丁目1-1
(東京学芸大学 内) TEL 0423(25)2111 FAX 0423(25)0602

在南アフリカ共和国日本国大使館

住所: 259 Baines Street, Groenkloof, Pretoria 0181
郵便物: Embassy of Japan, Private Bag X 999, Pretoria 0001
電話: 代表 TEL 012(452)1500 FAX 012(460)3800 領事班 012(452)1503

